

奈良県営水道企業管理規程第八号

水道局
各
課
各出先機関

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第七条の次に次の一条を加える。

（超過勤務代休時間）

第七条の二 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号。以下「給与条例」という。）第九条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員のうち、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（第五条第五項から第七項までの規定に基づく週休日における勤務のうち管理者が定めるものを除く。）の時間と第五条第七項の規定により、あらかじめ第五条第一項から第四項まで又は第六項の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えてした勤務（管理者が定めるものを除く。）の時間との合計が、一箇月について六十時間を超えた職員には、管理者が定めるところにより、その六十時間を超えて勤務した時間に対する時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超過勤務代休時間」という。）として、管理者が定める期間内にある第五条（第五項を除く。）の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）で第九条の二第一項に規定する休日及び代休日以外のものに割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超過勤務代休時間を指定された職員は、当該超過勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第九条の二第一項中「第五条（第五項を除く。）の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第七条の二第一項の規定により超過勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」

